

第34号議案

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月14日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者のいない男子（以下「配偶者のいない男子」という。）」を「配偶者のない男子」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第3号中「6歳」を「12歳」に改める。

第3条第1項第1号中「であること。」を削り、同項第2号中「であるもの」を削り、同条第2項中「対象者」を「、対象者」に改め、同項第3号中「を超える」を「以上である」に改め、同項第4号中「もの」を「者」に、「を超える」を「以上である」に改め、同項第5号中「を超える」を「以上である」に改め、同項第6号中「もの」を「者」に、「を超える」を「以上である」に改め、同項第7号中「もの」を「者」に、「を超える」を「以上である」に改め、同項第8号中「第4条第1項第2号若しくは第4号に該当し、かつ、母がない児童」を「第4条第1項第1号若しくは二の規定に該当し、かつ、母がない児童若しくは同項第2号若しくは二の規定に該当し、かつ父がない児童」に改め、「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、「を超える」を「以上である」に改め、同項第9号中「を超える」を「以上である」に改める。

第4条第1項中「政府」を「全国健康保険協会」に、「以下「医療保険各法の保険者」」を「第6条第2項において「医療保険各法の保険者」」に改め、同項第2号中「自己負担分相当額」を「自己負担分相当額が」に改める。

第7条中「以下」の次に「この条及び次条第1項において」を加える。

第8条第3項中「第1項の規定」を「同項の規定」に改める。

第13条中「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第14条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する<u>配偶者のない男子</u>であって18歳未満の児童を現に扶養している<u>ものをいう</u>。</p> <p>(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。次号において同じ。）をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 中間市の区域内に住所を有する者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する<u>配偶者のいない男子</u>（以下「<u>配偶者のいない男子</u>」という。）であって18歳未満の児童を現に扶養している<u>者をいう</u>。</p> <p>(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。次号において同じ。）をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 中間市の区域内に住所を有する者<u>であること</u>。</p>

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者  
(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 母子家庭の母の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童

(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にする者の前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童

(5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童

(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にする者の前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童

(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が施行令

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者  
(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 母子家庭の母の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童

(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童

(5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童

(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該父子家庭の父及びその児童

(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が施行

第2条の4第5項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、母がない児童若しくは同項第2号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下この号及び次号において「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等

(9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

3 (略)

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合(第6条第2項において「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、

令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第2号若しくは第4号に該当し、かつ、母がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるときの当該父母が死亡した児童等

(9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該父母のない児童

3 (略)

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の

これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。)をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

(1) (略)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円(ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額のときは、当該額)

2・3 (略)

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所又は薬局及び訪問看護ステーション(以下この条及び次条第1項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(支払の方法)

第8条 (略)

2 (略)

3 市長は、医療保険各法による医療費の支給がなされたとき、その

額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。)をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

(1) (略)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円(ただし、自己負担分相当額800円に満たない額のときは、当該額)

2・3 (略)

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所又は薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(支払の方法)

第8条 (略)

2 (略)

3 市長は、医療保険各法による医療費の支給がなされたとき、その

他市長が第1項の方法により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(受給権の保護)

第13条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

他市長が第1項の方法により難いと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(受給権の保護)

第13条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。